

後期高齢者医療制度のお知らせ

○後期高齢者医療被保険者証（保険証）の更新について

令和２年８月１日から被保険者証（保険証）が変わります。**新しい保険証は、７月中にお手元に届くよう郵送します。**
新しい保険証は、エンジ色です。

○「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の交付について

令和元年度までに「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがあり、同一世帯の全員が令和２年度住民税非課税の場合は、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」も保険証と同封して送付します。
また、「限度額適用認定証」についても、令和元年度までに交付を受けたことがあり、令和２年度も交付該当であれば、保険証と同封して送付します。
令和２年度に交付該当になっており、令和元年度までに交付を受けたことがない場合は、申請書を同封しますので、申請をお願いします。

○ 後期高齢者医療保険料について

「令和２年度 後期高齢者医療 保険料額決定通知書」につきましては、普通徴収（納付書または口座振替での納付）の場合は７月中旬頃、特別徴収（年金から天引き）の場合は７月下旬頃に発送します。

・個人ごとの保険料の決めかた

１年間の保険料額 (100円未満切捨て)	=	均等割額 46,000円	+	所得割額 (賦課のもととなる金額×8.50%)
-------------------------	---	-----------------	---	----------------------------

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除33万円

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除・配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※保険料額の賦課限度額(上限)は、64万円です。

※年度の途中で後期高齢者医療制度の対象となった方は、資格取得月からの月割で保険料額が計算されます。

・保険料の軽減について

【均等割額の軽減】

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の世帯	7.75割	10,350円
33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	7割	13,800円
33万円＋「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
33万円＋「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は120万円）を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します。
※保険料額に100円未満の端数がある場合は、切り捨てます。

【その他の軽減】

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、所得割額はかからず、加入後２年間に限り、均等割額が５割軽減されます（国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません）。

【問合せ先】 保険課 ☎ 029－240－7113（直通）

（見本） エンジ色

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和3年 7月31日
交付年月日	令和2年 8月 1日
被保険者番号	00000001
被 住 所	茨城県水戸市赤塚1丁目1番地
被 保 険 氏 名	後期 太郎 男
生年月日	昭和 5年 5月 5日
資格取得年月日	平成20年 4月 1日
発 効 期 日	平成20年 4月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39082011 茨城県後期高齢者医療広域連合 印

国民健康保険に加入されている方へ

国民健康保険被保険者証 の 更新時期 です！

国民健康保険に加入している方は、国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限が令和２年７月31日となっています。

８月からご使用いただく保険証は、７月末までに簡易書留で郵送します。お手元に届きましたら保険証の記載内容を確認してください。

※令和３年7月31日までに75歳になる方は、誕生日の前日までが保険証の有効期限となっています。75歳になると後期高齢者医療保険に加入となるため、誕生月の前月に後期高齢者医療保険被保険者証が郵送されます。

国民健康保険税納税通知書 を 郵送 します

令和２年度の国民健康保険税納税通知書と納付書（口座振替の方を除く）を、令和２年７月中旬に発送します。世帯の中に国保加入者がいる場合は、国民健康保険税の納税義務者である世帯主宛てに納税通知書を郵送しますので、納期限までの納付をお願いします。

安心！安心！ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 ☎ 029－240－7113（直通）

農家のみなさんへ

農地の貸し借りお任せください！

後継者もないので、農地を貸したい！

施設野菜に力を入れていきたいので、田んぼを任せたい。

相続した農地だれか作ってくれないかなー

農地を貸したい **【出し手】**

・規模縮小・経営転換・農地相続でお困りの方。

借受と転貸

茨城県農地中間管理機構（農地バンク）

農地を借りたい **【受け手】**

・規模拡大・新規参入をお考えの方。

※借り受ける農地には基準があります。

茨城県農地中間管理機構 ☎029-350-8687

（公益社団法人茨城県農林振興公社） 水戸市上国井町3118-1

■ホームページ <http://ibanourin.or.jp/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索



【問合せ・申込先】 一般社団法人 茨城町農業公社 ☎ 029－215－8002（直通）